



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

- | | |
|--|---------|
| *7 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 | 1 |
| *8 原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第7号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

和歌山県公安委員会委員長 竹田純久

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第35条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証の作成及び交付</u>に関すること。</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>第35条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>自動車及び原動機付自転車の運転免許証の作成及び交付</u>に関すること。</p> <p>(3)～(6) 略</p>
<p>第36条 略</p> <p>2 <u>運転免許試験場</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>自動車及び一般原動機付自転車の運転免許試験</u>に関すること。</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>第36条 略</p> <p>2 <u>運転免許試験場</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>自動車及び原動機付自転車の運転免許試験</u>に関すること。</p> <p>(2)～(8) 略</p>
<p>第37条 略</p> <p>2 <u>田辺運転免許センター及び新宮運転免許センター</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>自動車及び一般原動機付自転車の運転免許試験（技能試験を除く。）</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証の作成及び交付</u>に関すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>第37条 略</p> <p>2 <u>田辺運転免許センター及び新宮運転免許センター</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>自動車及び原動機付自転車の運転免許試験（技能試験を除く。）</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>自動車及び原動機付自転車の運転免許証の作成及び交付</u>に関すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第8号

原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

和歌山県公安委員会委員長 竹田純久

原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県報 号外（2）

令和5年6月30日（金曜日）

原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則（平成4年和歌山県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>一般原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）<u>第108条の2第1項第6号</u>に掲げる講習（以下「講習」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(講習方法) 第4条 講習は、和歌山県警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める一般原動機付自転車の運転に関する講習の実施要領に基づかなければならぬ。</p>	<p><u>原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）<u>第108条の2第1項第8号</u>に掲げる講習（以下「講習」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(講習方法) 第4条 講習は、和歌山県警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める原動機付自転車の運転に関する講習実施要領に基づかなければならぬ。</p>

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。